

福島第一原子力発電所事故当時における通報・報告状況について

2016年2月24日
東京電力株式会社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。

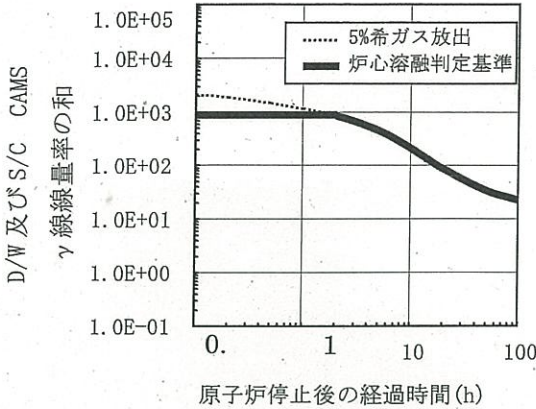
当社は、新潟県技術委員会から福島事故当時の情報発信についての課題をいただいております。福島事故の検証と総括について、事故原因の技術的な分析だけにとどまらず、事故当時の国および自治体への通報・報告の内容も含め、自ら調査を進めております。

こうした調査を進める中で、当時の社内マニュアル上では、炉心損傷割合が5%を超えていれば、炉心溶融と判定することが明記されていることが判明しました。

新潟県技術委員会に事故当時の経緯を説明する中で、上記マニュアルを十分に確認せず、炉心溶融を判断する根拠がなかったという誤った説明をしており、深くお詫び申し上げます。

なお、炉心の状況に関する事故当時の通報・報告については、以下のとおり実施していたことをあらためて確認しました。

具体的には、2011年3月14日の早朝に3号機の原子炉格納容器内放射線量の監視計器が回復したため、原子炉格納容器内放射線量と炉心損傷割合を確認することが可能となり、当時の法令の運用に従い、これらの数値を記載して報告を行ったものです。

略称	法令及び解説
	<p>⑤ 最長許容炉心露出時間は、その時間に炉心が露出した場合、被覆管の温度が1200℃に上昇するのに要する時間を示したものであり、炉心溶融の判定基準とはならない。</p>  <p style="text-align: center;">参考図-2 炉心溶融判定図</p>
<p>(13) 停止時原子炉水位異常低下</p>	<p>規則第 21 条第 1 号チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 事象の解説 原子炉停止中に照射済み燃料集合体の一部露出した場合でも、直ちに炉心溶融に至ることはないが、燃料集合体の一部露出という事象の重大性に鑑み、緊急事態宣言発出基準とする。</p> <p>(2) 運用の明確化 「燃料集合体の露出」とは、原則として原子炉水位が燃料集合体の有効燃料棒頂部よりも下がる状態をいうが、実運用上の都合等により、有効燃料棒頂部よりも上(燃料集合体のハンドル部)に基準を設定し、現場 ITV により監視することで通報の判断を行うことも可とする。</p> <p>(3) 背景・根拠等 「液位の変化その他の事象」の「液位」とは、ナトリウム冷却型高速炉を含めたことに由来する記載であり、BWR においては水位を意味する。また「その他の事象」とは、PWR において原子炉水位が水位測定範囲以下に低下した場合に、所定の時間以内に水位が測定範囲まで回復しない場合をいう。</p>
<p>(14) 中央制御室等使用不能</p>	<p>規則第 21 条第 1 号ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 事象の解説 中央制御室が使用不能となった場合に、さらに中央制御室外の場所からも原子炉の停止または原子炉からの残留熱除去ができなくなる事象であり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから緊急事態宣言発出基準とする。</p> <p>(2) 運用の明確化 —</p> <p>(3) 背景・根拠等 —</p>